

建設経済常任委員会会議録

令和3年12月3日

寒川町議会

出席委員 杉崎委員長、横手副委員長
青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、太田委員、茂内委員、橋本委員、吉田委員、
関口委員
佐藤（一）議長

説明者 黒木都市建設部長、勝又道路課長、栢沼副技幹、飯塚主査、彦坂主査、水村主事
畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長、小林主査、石黒主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第63号 寒川町道路占用料条例の一部改正について
2. 議案第64号 寒川町水路に関する条例の一部改正について
3. 議案第70号 町道路線の認定について
4. 議案第69号 公の施設の区域外設置に関する協議について

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。常任委員会3日目ということで、大変お疲れのところ、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案4件でございます。よろしくお願ひいたします。

次第のとおり議案の審査を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたけれども、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第63号 寒川町道路占用料条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 皆さん、おはようございます。本日は都市建設部から、道路課3件、都市計画課1件、計4件の付託議案の審査をお願いいたします。初めに、議案第63号 寒川町道路占用料条例の一部改正について、勝又道路課長より説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 おはようございます。それでは、案件1、議案第63号 寒川町道路占用料条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。タブレット01をご覧ください。

この条例は、道路法第39条の規定に基づき、道路の占用料の額等について定めており、その占用料は、

神奈川県は、国の基準に準拠して、令和2年4月1日に、社会経済情勢の変化に考慮し、県は、国の見直しを踏まえ、本年4月1日に占用料を改定しております。これに伴い町も道路占用料条例の一部改正を提案するもので、改正内容は、タブレットの2ページ以降の条例第2条に関する別表の占用料を全面的に改正するものでございます。

条例改正の1つ目の理由としましては、県基準の寒川町の所在地区分が第1級地から第2級地に見直しとなったことです。所在地区分とは、市町村を単位としまして土地の価格水準を反映させた固定資産税評価額の平均価格により決定するもので、現行は人口50万人以上の市レベルの第1級地として区分されておりますが、改正後は人口が20万人以上50万人未満レベルの第2級地に額が下がります。近隣の市町の状況としましては、第2級地の地区は、平塚市、伊勢原市、厚木市、大磯町、また第1級地は、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、綾瀬市が指定されております。

続きまして、具体的な改正内容は、タブレットの7ページ、寒川町の道路占用料条例の一部改正新旧対照表をご覧ください。この表は、左側が現行、右側が改正案となっております。現行の1段目、第1種電柱は、2,300円から1,880円に改正され、以下同様に改正されるものでございます。

次に、2つ目の理由としましては、項目の削除及び取扱いの変更で、現行の支柱、支線、支線柱は、新旧対照表の左側上から7段目、支線及び支線柱として区分され、950円の占用料を徴収しておりますが、改正案の支線柱は、新旧対照表の右側上から7段目、その他の柱類扱いとし「170円」に、また支線、支柱は、その他の柱類に扱いを変更するとともに占用料を徴収しないことといたします。

続きまして、タブレットの5ページをご覧ください。附則といたしまして、施行期日を令和4年4月1日とし、経過措置として、この条例の施行の日以降に許可を受けた占有に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占有に係る占用料については、なお従前の例によることといたします。

最後に、今回の占用料改定に伴い、本年度歳入の見込額約3,770万円に対しまして、令和4年度は約3,200万円となり、おおむね15%、570万円の減額となる見込みです。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

橋本委員。

【橋本委員】 1点お聞きいたします。国や県の動向の流れの中で、寒川町も占用料を変更というような形に至ったということは今理解できたんですけども、具体的に占用料を決める比率といいますか、率的なものというのは、独自で町で決めてこのような金額になるということによろしいのでしょうか。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 占用料の決め方のご質問だと思うんですが、寒川町の占用料につきましては、県の第2級地の占用料をそのまま採用してございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 影響額のところで15%というと、結構な影響が出るなと思っているんですが、主だったものというのは基本的には電柱なんですかね。それが教えていただきたいところと、あとは1

級地から2級地になって、今近隣の状況を聞くと、相模川の西側は2級地で、東側はほとんど1級地で、寒川だけ2級地になるということなんですかね。寒川だけどういう理由で2級地になったのか分かったら教えていただきたいんですが。

【杉崎委員長】 答弁をお願いいたします。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 ご質問の2つ目の寒川だけ2級地になったところをまずお答えしたいと思うんですが、逆に寒川が、固定資産税の評価額によりまして1級地、2級地が決まっておりますので、当然地価の変動によって級地区分が変わってくるということでございますので、西側の地区云々というよりも、一般的に評価額が変わったということで、そのことに基づきまして国で判断しているというものでございます。

【杉崎委員長】 1つ目の主な減額のものですね。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 主な減額の対象としましては、委員のおっしゃるとおり、電柱が主でございます。大手3社さんの東電、NTTと東京ガスさん、電柱はNTT、東電さん、あと地下のガスの占用につきましては、占用期間が1年間でございますので、翌年度来年4月から占用料改定の減額になった金額で算出しますので、その部分につきまして大幅に減額になるということでございます。

具体的には、電柱につきましては合計で753基ございます。道路占用については753基、後ほど説明する予定の水路占用については28基が対象となっております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 基準の変更は分かりました。たまたま相模川の西と東だったのかなというところなんですが、大手3社の今会社名がありましたけれども、大きい会社からもらえるものが少なくなったというのは、なかなか厳しいところだなと思うんですが、これは基本的には近隣市町村であったり、県内であったりというのは、県の基準にどこも従っているものなのか、町独自で、例えば町の裁量で県とは違う額を制定しているような、制定することができるのかということと、あとはそういうふうにして自治体があるのかお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 占用料につきましては、条例で決めることができますので、独自に制定している県内市町村がほとんどでございます。県の単価に準拠しているところは秦野市、小田原市、大磯町、この3市町のみでございます。そのほかの市町村につきましては、独自で算出しておりまして、実は県の占用料は高めに設定してあるところでございます。平成29年までは町も独自で算出した占用料を使用していたところなんですが、30年度から県の占用料に準拠してございます。29年までは歳入としては2,000万円程度であったんですが、30年以降はぐっと上がって3,000万円以上の収入になっておるところでございますので、今回若干15%ほど減るんですが、以前に比べたら歳入についてはまだ上回っているかなということでございます。

【杉崎委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 県内で県の基準に準じているところが少ないというお答えでしたけれども、なので、町としては、今お答えもありましたけれども、これを改正しても、占用料としては高くもらっているという認識なんですかね。この条例改正に当たって、そういった認識もお答えいただきましたけれども、ここまで減額しない、1級地から2級地になったというところですけども、ここまで減額しないで、減額率をもうちょっと緩やかにするという選択もあったんじゃないのかなと思うんですが、そういった検討というのは行われたのかどうか、最後にお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 委員おっしゃるとおり、町独自で判断できるものでございますので、減額率は県の1級地から2級地に下がった額でということで、今回は提案させていただいたんですが、実は東京電力さんほか大手2社さんから何度か問合せがございまして、過去に上げたときにはぐっと県の基準に合わせて上げましたということで、占用料を随分頂いているような状況でございましたので、今回当然県の基準が下がったよと、公の県の基準に合わせて町はそのときに上げるということで、上げていますので、当然県が下がったんだから下がるんだよねということで、実は8月に町長宛てに要望が提出されまして、対応をお願いしたいということでございましたので、致し方ないといえますか、そういったことも加味しまして、過去の経緯を加味して判断したものでございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第64号 寒川町水路に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、次に、議案第64号 寒川町水路に関する条例の一部改正について、引き続き勝又道路課長より説明いたしますので、よろしく申し上げます。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、案件2、議案第64号 寒川町水路に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。タブレットの資料をご覧ください。

この条例は、町の管理に属する水路の管理及び使用について必要な事項を定めており、先ほど説明いたしました議案第63号の道路占用料と同様に、社会経済情勢の変化に考慮し、県が今年度占用料等の見直しを実施したため、県の占用料等に準拠していることから、条例の一部改正を提案するものでございます。

具体的な内容は、タブレットの3ページ、寒川町水路に関する条例の一部改正新旧対照表をご覧ください。この表は、左側が現行、右側が改正案となっております。占用物件の道路、橋りょう及び栈橋の敷地の占用料は、現行640円から550円に改正、占用物件の水路上に設置される店舗等の占用料は、現行290円から250円に改正します。

また、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行とし、経過措置として、この条例の施行の日以降に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占

用料につきましては、なお従前の例によることといたします。

最後に、今回の水路に関する条例改正に伴い、本年度歳入見込額327万円に対しまして、令和4年度は約319万円となり、おおむね2.5%8万円の減額となる見込みです。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、質疑なしと認めます。

続きまして、議案第70号 町道路線の認定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、道路課最後になります議案第70号 町道路線の認定につきましてご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、案件3、議案第70号 町道路線の認定につきましてご説明申し上げます。タブレット03-2参考資料をご覧ください。

今回の認定路線は、開発行為による帰属道路の4路線で、総延長311.5メートルにつきまして、道路法第8条第2項の規定により道路の認定を提案するものでございます。

タブレットの2ページをご覧ください。こちらは、認定路線の全体位置図でございます。

3ページをご覧ください。まず、1本目の路線番号02120一之宮120号線、起点は、一之宮公園南側の南北道路一之宮41号線で、終点は、西に突き当たるまでの延長68.2メートル、幅員は4.5メートルでございます。

次に、現況写真をご覧ください。4ページは、起点から終点を、5ページは、終点から起点を見た写真でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。2本目の路線番号02121一之宮121号線、起点は、景観寺の北側県道丸子中山茅ヶ崎線で、終点は、西側の水路用地までの延長73.0メートル、幅員は4.5メートルから5.0メートルでございます。

次に、現況写真をご覧ください。7ページは、起点から中間点を、8ページは、中間点から終点を、9ページは、終点から起点を見た写真でございます。

続きまして、10ページをご覧ください。3本目の路線番号05132岡田宮山132号線、起点は、JR相模線沿いの宮山1号線で、終点は、北に突き当たるまでの延長110.0メートル、幅員は5.0メートルでございます。

次に、現況写真をご覧ください。11ページは起点から中間点①を、12ページは中間点①から中間点②を、13ページは中間点②から終点を、14ページは終点から中間点②を見た写真でございます。

最後に、15ページをご覧ください。4本目の路線番号05133岡田133号線、起点は、スーパーマーケットの三和の東側の東西道路岡田72号線で、終点は、北東に突き当たるまでの延長60.3メートル、幅員は4.5から4.7メートルでございます。

次に、現況写真をご覧ください。16ページは起点から終点を、17ページは、終点から起点を見た写真でございます。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 質疑なしと認めます。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第69号 公の施設の区域外設置に関する協議についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、議案第69号 公の施設の区域外設置に関する協議につきまして、畠山都市計画課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、議案第69号 公の施設の区域外設置に関する協議についてをご説明申し上げます。

本件につきましては、かねてより情報提供させていただいております茅ヶ崎市・寒川町の広域連携推進計画に基づく広場整備に関するものでございまして、今年度中に整備が完了し、利用が可能となる状況となってまいりましたので、ここで地方自治法に基づき議案を上程させていただいたものでございます。

まずは地方自治法第244条の3についてご説明申し上げますので、タブレット資料04-2参考資料河童徳利ひろばをご参照ください。根拠法令となります地方自治法第244の3を抜粋したものでございます。資料4ページでございます。第1項において、普通地方公共団体は、その区域外においても、また関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができるとされており、同3項において、協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、上程させていただくものでございます。

ちなみに第2項に定められております普通地方公共団体は、他の地方公共団体との協議により当該地の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができるにつきましては、その設置の目的が自己の住民に利用させることを本来の目的としているものに限られ、例えば道路や電車、今回の広場も含め、一般公衆の利用に供する公の施設は対象外となるため、第2項に掲げる協議は、このたび不要となっております。

それでは、資料1ページをご覧ください。河童徳利ひろばの区域外設置に関する協議書(案)でございます。第1条で目的及び設置、第2条で設置場所、第3条で費用負担、第4条で維持管理、第5条で管理運営、第6条で相互協力、第7条でその他となっております。

2ページをご覧ください。こちらは位置図でございます。

3ページをご参照ください。区域図となっております。広場の面積は約2,343平方メートルで、令和3年9月2日から令和4年3月15日を工期とし、現在株式会社石川造園土木が工事を進めている状況でございます。この整備に伴う用地買収や工事費、維持管理に伴う費用などは、全て茅ヶ崎市の負担でございます。

資料5ページにつきましては、現況写真でございますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。

また、地方自治法第244条の3の協議につきましては、現在茅ヶ崎市で行われております令和3年第4回茅ヶ崎市議会定例会にお諮りいただいております旨を合わせてご報告申し上げます。

添付のタブレット資料04-1でございますが、こちらにつきましては、公の施設の設置に関する協議についての議案書及び河童徳利ひろばの区域外設置に関する協議書一式でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願申し上げます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 まず1点、協議書の中の目的、イベントや交流等を通じてというところなんですけれども、これは寒川の団体、例えば自治会であったりとか、あとは学校とか子ども会とか、そういった団体が使うことというのはできるのかどうかと、もしできるとしたら、茅ヶ崎が管理しているので、当然茅ヶ崎の許可になるのかというところを確認したいのと、あと、このケースは、寒川の町域に茅ヶ崎市が所有している土地ということになりますよね。そうすると、固定資産税の関係はどうなるのかお答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず、イベント等交流で寒川の町民が使用できるかという点につきましては、寒川の町民も利用はできます。その際の利用の条件、それについては、茅ヶ崎市の公園の条例に基づいた形で利用をするという状況でございます。それと、固定資産税の関係なんですが、お答えになるかどうかあれなんですが、今現在こちらの底地というのが、全て茅ヶ崎市の所有地という形になります。なので、税上、自治体が所有する土地に対する課税ということになるかと思うんですが、その辺はどうでしょうね。ちょっとお待ちください。

すみません。恐らく非課税だとは思いますが、現状で確定的なことはお答えできないというような状況でございます。

【杉崎委員長】 では、暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 すみません。質問に即答できなくて申し訳ございませんでした。お時間を取らせてしまって申し訳ございません。ただいま確認が取れましたので、課長からご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【**畠山都市計画課長**】 お時間いただきまして、大変申し訳ございませんでした。確認いたしました結果なんですが、官有地であるため非課税ということでございます。

以上です。

【**杉崎委員長**】 佐藤（正）委員。

【**佐藤（正）委員**】 固定資産税は分かりました。ありがとうございます。

イベントであったり、そういったことについては、寒川町民も使えるという話なんですけど、イベントというより、災害時の防災的な役割というものについては、何かこの公園が有しているものはあるのかどうか。川沿いなので、分からないですけど、災害時に使うことができるのかどうかお答えいただきたいと思います。

【**杉崎委員長**】 畠山都市計画課長。

【**畠山都市計画課長**】 こちらの広場なんですけれども、防災機能としましては、停電時でも井戸水が使用できるような形で手押しポンプ、それを併用した井戸の設置がされるということです。ただ、飲料水には使えないというような状況です。あと、パーゴラといいますか、要はそれには防災用シートで被うようなこともできる、それとあと停電時にでも明かりが採れるように、ソーラー式の公園灯、そちらが1基、あとベンチ、通常ベンチでそういった際にはかまどとして使える機能を有するもの、それが2基、こちらを配置していくというような予定になってございます。

以上です。

【**杉崎委員長**】 他にございますか。

太田委員。

【**太田委員**】 1点だけ確認させていただきたいと思います。今、佐藤（正）委員が質問した防災関係なんですけれども、かまどベンチがあったり、井戸水が使えたりということで、様々なイベント等にも町民も使えるということなんですけれども、実際災害時にあそこを使うとなった場合に、河川に近いのでなかなか難しい部分はあるかと思うんですけども、茅ヶ崎との災害時の協定みたいなのは、この協議書の中に含まれているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

【**杉崎委員長**】 畠山都市計画課長。

【**畠山都市計画課長**】 災害時のものについては、こちらの協議書の中には記載はございません。というのも、こちらの協議書については、設置に関する協議に絞り込んでいる部分でございますので、完成した後のそういった利用については、私どもの庁内でも町民安全等に情報提供させていただきながら詰めていくことになろうかと考えてございます。

以上です。

【**杉崎委員長**】 太田委員。

【**太田委員**】 分かりました。せっかくですので、有意義に活用をそれぞれがしていけるといいのかなと思います。これは、多くを寒川の町内に有していて、管理運営とかは茅ヶ崎ということで、町民の皆様はその辺がよく分からないかなとは思んですけども、周知の方法とか、そういうのは茅ヶ崎でやられる例えば周知の広報とかというのと合わせて寒川がやっていくのか、それとも寒川独自に広報していくのか、その辺この段階で分かっていることがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 周知の方法でございますが、現状でいけば、茅ヶ崎市も、あと寒川町も、広報、あるいはホームページといったもので情報を皆様に周知させていただくというところを考えています。また、供用開始が3月末を予定していますので、周知の方法等についても、両方の自治体で足並みをそろえた形で進めていきたいと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩について、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第63号 寒川町道路占用料条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論の方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号 寒川町水路に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号 町道路線の認定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号 公の施設の区域外設置に関する協議について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもって、建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前9時45分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年2月22日

委員長 杉 崎 隆 之